

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

各年分の法定申告期限（通常は、所得税及び復興特別所得税は各年の翌年3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税は各年の翌年3月31日）から5年以内に更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正する必要があります。

修正申告書は、税務署長による更正があるまでに作成し、所轄税務署に提出してください。

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

なお、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成30年分の所得税及び復興特別所得税は平成31年3月15日（金）、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成31年4月1日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

上記の手續に当たって

- ・ 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。  
また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・ 手續などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページを御覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

「振替納付日について」

「期限内に納付できなかった場合は」

## 振替納付日について

平成30年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告	平成31年4月22日（月）
平成30年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成31年4月24日（水）

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

## 期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限（平成30年分の所得税及び復興特別所得税は平成31年3月15日（金）、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成31年4月1日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくこととなります。

※ 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。

また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、平成31年（2019年）中における延滞税の割合は、次のとおりです。

① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.6%の割合

② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年8.9%の割合

具体的な延滞税の計算は、上記の①又は②の期間ごとに次表により計算します。

※ 国税庁ホームページにおいて、簡単に計算することができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>

①	<table border="1"> <tr> <td>納付すべき 本税の額 〔10,000円未満の 端数切捨て〕</td> <td>×</td> <td>延滞税の割合 2.6%</td> <td>×</td> <td>期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕</td> <td>=</td> <td>金額 〔1円未満の 端数切捨て〕</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">365（日）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	納付すべき 本税の額 〔10,000円未満の 端数切捨て〕	×	延滞税の割合 2.6%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕	365（日）						
	納付すべき 本税の額 〔10,000円未満の 端数切捨て〕	×	延滞税の割合 2.6%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕								
365（日）															
（注） 法定納期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日まで I 完納の日 II 納期限の翌日から2か月を経過する日															
②	<table border="1"> <tr> <td>納付すべき 本税の額 〔10,000円未満の 端数切捨て〕</td> <td>×</td> <td>延滞税の割合 8.9%</td> <td>×</td> <td>期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕</td> <td>=</td> <td>金額 〔1円未満の 端数切捨て〕</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">365（日）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	納付すべき 本税の額 〔10,000円未満の 端数切捨て〕	×	延滞税の割合 8.9%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕	365（日）						
	納付すべき 本税の額 〔10,000円未満の 端数切捨て〕	×	延滞税の割合 8.9%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕								
365（日）															
（注） 上記①の期間の最終日の翌日から完納の日まで なお、上記①における期間の最終日が「I. 完納の日」の場合は、②の計算は必要ありません。															
③	<table border="1"> <tr> <td>①の金額</td> <td>+</td> <td>②の金額</td> <td>=</td> <td>延滞税の額 〔100円未満の 端数切捨て〕</td> </tr> </table>	①の金額	+	②の金額	=	延滞税の額 〔100円未満の 端数切捨て〕									
	①の金額	+	②の金額	=	延滞税の額 〔100円未満の 端数切捨て〕										
※上記により計算した「延滞税の額」が1,000円未満である場合には、延滞税はかかりません。															

詳しくは、国税庁ホームページを御覧になるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

未成年者の飲酒防止の推進

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

成長過程にある未成年者（20歳未満の者）の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

（注）2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- 1 脳の機能を低下させるおそれがあります
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起しやすくなります
- 3 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 未成年者の飲酒を禁じる法律があります

未成年者の飲酒防止に関する法律

未成年者の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

未成年者飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 未成年者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に対して、未成年と思われる者に対する年齢確認の徹底など、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより未成年者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「未成年者飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 未成年者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。